

特定医療費（指定難病）の支給開始日

*申請日から遡ることのできる支給開始日のパターン

令和5年10月1日以降の申請から適用

注) 令和5年10月1日より前への遡りは不可

診断日は、疾病の程度が支給認定基準を満たしていると指定医が診断した日

